

令和7年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

総合研究大学院大学

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	6
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	10
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	13
領域5 学生の受入に関する基準	15
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	16
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

## 1. 令和7年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和7年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

#### （1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### （2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和6年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和6年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和6年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の11大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（11大学）

室蘭工業大学、弘前大学、山形大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、  
豊橋技術科学大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、  
総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和7年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和7年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和7年		書面調査の実施 評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認 事項及び訪問調査での役割分担の決定） 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象 大学の状況を調査）
7月		
8月		
10月～11月		
令和8年		評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月		

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和8年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和8年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和7年度に認証評価を実施した11大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和7年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和8年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
加藤 映子	大阪女学院大学学長
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋 哲也	大阪公立大学副学長
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
鳥居 朋子	早稲田大学・大学総合研究センター副所長
中根 正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本 武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学研究科特任教授/高知県立大学・名誉教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三浦 浩喜	福島大学学長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山口 宏樹	大学入試センター理事長
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
◎ 戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石田 朋靖	高崎健康福祉大学学長
今西 誠之	三重大学教授
小林 直人	愛媛大学副学長
鮫島 浩	宮崎大学学長
寫田 敏行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
清水 美憲	筑波大学教授
関根 久雄	筑波大学教授
高倉 喜信	京都大学白眉センター長
◎ 高田 邦昭	群馬県公立大学法人・理事長
竹内 啓博	公認会計士、税理士
田野 俊一	電気通信大学学長
土川 覚	名古屋大学教授
寺澤 良雄	公認会計士
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
内藤 重之	琉球大学教授
中村 泰之	名古屋大学教授
中山 徳良	名古屋市立大学教授
西村 伸一	岡山大学教授
西村 友幸	小樽商科大学教授
端詰 勝敬	東邦大学教授
原田 信志	熊本大学名誉教授
原田 美知子	桜美林大学教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学研究科特任教授
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
松下 伸広	東京科学大学副理事
三矢 麻理子	公認会計士
湯川 嘉津美	上智大学名誉教授
横内 正雄	法政大学名誉教授

(第2部会)

浅 贺 岳 彦	新潟大学副学長
伊 東 幸 宏	静岡大学名誉教授、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 フロンバレーセンター長
小 畑 誠	名古屋工業大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
三 谷 康 範	九州工業大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
横 田 光 広	宮崎大学名誉教授

(第3部会)

加 藤 映 子	大阪女学院大学長
小 嶋 茂 稔	東京学芸大学副学長
◎ 後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
白 石 小百合	横浜市立大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
津 野 倫 明	高知大学副学長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
長 縄 明 大	秋田大学副学長
中 挾 知延子	東洋大学教授
中 村 泰 之	名古屋大学教授
花 屋 実	群馬大学理事、副学長
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
柳 林 信 彦	高知大学副学長

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 浅野 茂     | 山形大学教授                   |
| ◎ 川嶋 太津夫 | 神戸大学・大阪大学名誉教授            |
| 小湊 卓夫    | 九州大学准教授                  |
| 渋井 進     | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事       |
| 寫田 敏行    | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事       |
| 末次 剛健志   | 長崎大学学生支援部留学支援課長          |
| ○ 高橋 哲也  | 公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長     |
| 戸田山 和久   | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長 |
| 富田 美加    | 茨城県立医療大学教授               |
| 新田 早苗    | 元 琉球大学後援財団常務理事           |
| 林 隆之     | 政策研究大学院大学教授              |
| 前田 早苗    | 千葉大学名誉教授                 |
| 光田 好孝    | 大学改革支援・学位授与機構特任教授        |
| 山本 幸一    | 明治大学教学企画部教学企画事務長         |

※ ◎は部会長、○は副部会長

## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

総合研究大学院大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 6－2 を除くすべての基準を満たしている。

基準 6－2 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 教育課程方針において、授業科目に関する学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していない。(基準 6－2)

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1学術院1専攻20コースを置いている。

[大学院課程]

○先端学術院（先端学術専攻）

- ・ 人類文化研究コース（博士後期課程）
- ・ 国際日本研究コース（博士後期課程）
- ・ 日本歴史研究コース（博士後期課程）
- ・ 日本文学研究コース（博士後期課程）
- ・ 日本語言語科学コース（博士後期課程）
- ・ 情報学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 統計科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 素粒子原子核コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 加速器科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 天文科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 核融合科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 宇宙科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 分子科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 物質構造科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 総合地球環境学コース（博士後期課程）
- ・ 極域科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 基礎生物学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 生理科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 遺伝学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）
- ・ 統合進化科学コース（5年一貫制博士課程、博士後期課程）

令和5年度に、これまでの分野に特化した研究者人材の育成に加え、複数の分野が関連する複合領域の研究者人材も育成し、従来の学問分野の枠を越えた国際的な学術研究の推進並びに学際的で先導的な学問分野の開拓を目指すため、6研究科20専攻の教育体制を再編し、先端学術院を設置している。

統合進化科学コースを除く各コースの運営については、「国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との関係協力に関する協定書」（以下、機構等法人との関係協力に関する協定書とする）を締結し、以下に示す大学共同利用機関法人又は国立研究開発法人と関係協力して行うこととしている。

各コースについては、担当する大学共同利用機関等を定め、その機関を「基盤機関」と呼んでいる。以下において各コースの右側の組織名が基盤機関の名称である。

■人間文化研究機構

- ・人類文化研究コース 国立民族学博物館 ・国際日本研究コース 国際日本文化研究センター
- ・日本歴史研究コース 国立歴史民俗博物館 ・日本文学研究コース 国文学研究資料館
- ・日本語言語科学コース 国立国語研究所 ・総合地球環境学コース 総合地球環境学研究所

■情報・システム研究機構

- ・情報学コース 国立情報学研究所 ・統計科学コース 統計数理研究所
- ・極域科学コース 国立極地研究所 ・遺伝学コース 国立遺伝学研究所

■高エネルギー加速器研究機構

- ・素粒子原子核コース 素粒子原子核研究所
- ・加速器科学コース 加速器研究施設及び共通基盤研究施設
- ・物質構造科学コース 物質構造科学研究所

■自然科学研究機構

- ・天文科学コース 国立天文台 ・核融合科学コース 核融合科学研究所
- ・分子科学コース 分子科学研究所 ・基礎生物学コース 基礎生物学研究所
- ・生理科学コース 生理学研究所

■宇宙航空研究開発機構

- ・宇宙科学コース 宇宙科学研究所

**基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること**

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。なお、基盤機関の教員が先端学術院の教員を担当することによって編制されており、それら担当教員は設置基準上の専任教員とみなされる。担当教員は、機構等法人との関係協力に関する協定書第 4 条に基づき、先端学術院の各コースを担当する基盤機関の長の推薦を受け、機関等法人の長の申し出により、学長が任命している。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1-2-2 のとおり、女性教員比率の増に向けて改善の余地は見られるが、著しく偏っていない。

### 基準 1－3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

教員は、先端学術院に所属し、文化科学領域、数理情報科学領域、物理科学領域及び生命科学領域のいずれか一つの領域に属し、専門性に応じて大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、先端学術院に先端学術院長を、先端学術院の専攻に専攻長を置き、各コースにコース長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会、代議員会及び領域教育会議を置き、コースごとにコース委員会を置いている。

教授会は、先端学術院に所属する専任の教員から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

代議員会は、先端学術院長、コース長及びコースから推薦された教授各 1 人から構成され、教授会から付託された事項等を審議している。

領域教育会議は、各コースから選出された各 3 人以内の代議員から構成され、教授会から付託された事項等を審議している。

コース委員会は、各コースに所属する教授等で構成され、教授会から付託された事項等を審議し、コース委員会の議決をもって教授会の議決としている。さらに、各コース委員会規程等において「委員会にコースの運営に関する具体的事項について検討させるため、専門委員会を置くことができる。」等とされ、専門委員会が置かれている。

教授会、代議員会、各領域教育会議及び各コース委員会は、令和 6 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長及び理事、副学長、先端学術院長、先端学術専攻長、先端学術院先端学術専攻のコースの長から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 6 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。

運営会議は、学長、理事、副学長、執行役及び学長補佐、先端学術院長、先端学術院先端学術専攻のコースの長、事務局長、学長が指名する職員から構成され、教員配置方針に係る原案の作成及び先端学術院内の調整に関する事、教育課程の編成に係る原案の作成及び先端学術院内の調整に関する事、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助の方針に係る原案の作成及び先端学術院内の調整に関する事、学生の入学、課程の修了その他学生の在籍及び学位の授与の方針に係る原案の作成並びに先端学術院内の調整に関する事、学生の経済支援、修学支援、生活支援及び就職支援等に係る先端学術院内の調整に関する事、入学者選抜等に係る原案の作成及び先端学術院内の調整に関する事、大学共同利用機関法人及び独立行政法人との関係及び協力に関する事等を審議している。

教務委員会は、学長が指名する理事又は副学長、コース長又はコースから選出された教員、教育企画開発センター専任教員、委員長が指名する教育企画開発センター協力教員等から構成され、教育課程の編成に係る基本的・長期的な方策に関する事、学生の円滑な修学等を支援するために必

要な助言、指導その他援助の方針に係る基本的・長期的な方策に関する事、学生の入学、課程の修了その他学生の在籍及び学位の授与の方針に係る基本的・長期的な方策に関する事等を審議している。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、大学評価を担当する理事を自己点検・評価の責任者、教育を担当する理事・副学長、先端学術院長、コース長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は評価委員会であり、その役割分担は大学評価規則及び大学評価委員会規程に明確に定めている。中核的な審議機関である評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある大学評価を担当する理事、教育を担当する理事・副学長、先端学術院長、コース長、事務局長及びその他委員長が指名する者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

唯一の教育研究上の基本組織である先端学術院は一専攻体制をとっており、先端学術専攻長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、学長が指名する理事を責任者として財務・マネジメント委員会が、情報設備については、学術情報基盤センター長を責任者として学術情報基盤センター運営委員会が、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館運営委員会が分担して質保証を行っている。先端学術院の各コースが利用する基盤機関の施設・設備については、コース長を責任者とし、各コースが自己点検・評価を行っている。その役割分担は、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生の経済支援、修学支援、生活支援及び就職支援等に関する重要事項については、学長が指名する理事又は副学長を責任者として学生支援委員会が質保証を行っている。その役割分担は、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜等に係る原案の作成及び先端学術院内の調整に関する事項の審議及び処理については、学長が指名する理事又は副学長を責任者として入試監理委員会が質保証を行っている。その役割分担は、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則によって定めている。

### 基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

各コースについて、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを自己点検・評価する手順を、自己点検・評価実施細則並びに内部質保証のための手順に関する申し合わせに定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6－3から基準6－8に照らした判断を行うことを自己点検・評価実施細則に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に係る自己点検・評価細則に定めている。

学生、修了生、就職先からの意見聴取については、対象者ごとに実施要項を定め、定期的を実施することとしている。

また、基盤機関の長が参加する基盤機関長会議（年4回程度開催）を開催し、教育研究の現場である基盤機関との意見交換の機会としている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、大学評価規則に定めている。自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認められた事項については、該当する理事又は関係部局の長が改善計画案を検討・立案し、学長へ報告している。学長は当該計画案を評価委員会に諮問し、委員会が承認した場合、関係理事等にその実施を指示している。指示を受けた理事等は、計画を実施するとともに進捗状況を委員会に報告し、委員会はこれを検証した上で学長に報告している。

**基準2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること**

**【評価結果】** 基準2－3を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施に基づく改善の効果が十分に上がっているとは判断できないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2－3－1のとおり実施し、その多くの課題について、対応済あるいは対応中の状況にある。

**基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

**【評価結果】** 基準2－4を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

大学の研究科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項については、役員会、教育研究評議会、経営協議会において審議することとしている。また、先端学術院の組織の変更が生じ

る場合には、大学法人与機構等法人が協議の上、決定することが機構等法人との連携協力に関する協定書において定められている。さらに、内部質保証のための手順に関する申し合わせにおいて、研究科・専攻その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、当該見直しが研究科・専攻の目的や各ポリシーに影響を与えるときは、評価実施委員会が教務委員会と連携して、当該見直しに関する検証を行うものとされている。

## 基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

先端学術院の教員の任命は、機構等法人との連携協力に関する協定書に基づき、当該コースを担当する機構法人の長の申し出により、学長が先端学術院教授会の意見を聞いて行っている。統合進化科学コースにおいては、統合進化科学研究センターの教員選考に関する内規に基づき、統合進化科学研究センター長の申し出により、役員会の議を経て人事選考手続きを開始し、公募を原則とする募集を含め、センターにおいて可能なかぎり複数名を選考し、学長が役員会の議を経て採用を決定している。同コースにおける昇任についても、統合進化科学研究センター教員の昇任に関する内規に基づき実施している。

統合進化科学コースの教員においては、教員評価実施規程及び教員評価実施細則を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり、教育、研究、社会貢献、大学運営の 4 領域について、毎年度、自己評価を行い、部局長及び学長が選任した者を評価者として、5 段階評価を実施している。部局長がその評価結果をとりまとめ学長に提出している。

統合進化科学コース以外の教員については、「総合研究大学院大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）」に基づき、各基盤機関において教育及び教育組織の運営を含む業績評価が実施されており、その体制や実施状況について大学として評価（メタ評価）を行っている。

統合進化科学コースの教員においては、教員評価実施規程及び教員評価実施細則に基づき、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

統合進化科学コース以外の教員については、「総合研究大学院大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）」に基づき、各基盤機関において、個々の教員への助言・指導、組織の自己点検・評価、組織的な F D 活動、教員への処遇（給与・昇進）等に活用しており、その実施状況について大学として把握している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、研究指導に関するオンデマンド F D 研修、研究指導に関する個別相談、初年度 F D 研修等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、図書館の業務に従事する職員を配置し、活用している。なお、先端学術院の各コース（統合進化科学コースを除く）における教務や厚生補導等は、コースを担当する基盤機関の職員が担っている。また、基盤機関では、最先端の装置や大型装置の維持管理、共同研究・共同利用の外来研究者のサポートを

行うため、一定規模の技術職員を雇用している。

教育支援者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、本部事務職員と基盤機関のコース事務担当者による意見交換会及び附属図書館職員研修会を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、法に定める文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学の研究科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、大学と機構等法人との関係及び協力に関する重要事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長及び理事、副学長、学長が指名する職員 4 人以内、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 18 人以内により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物研究、研究インテグリティ、化学物質適正管理、動物研究・化学物質・毒物・劇物・特定有害物質・排水指定物質等の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護は総務課法規係、ハラスメント防止は総務課人事係、安全保障輸出管理、生命倫理、動物研究、研究インテグリティは総務課研究協力係、化学物質適正管理、動物研究・化学物質・毒物・劇物・特定有害物質・排水指定物質等は統合進化科学研究センター事務係が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は財務課施設係、情報セキュリティは学術情報基盤センター事務室、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は財務課主計係及び総務課研究協力係、学生危機対応は総務課法規係及び学務課学生係が責任部署となっている。

### 基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

事務局等組織規程、機構等法人との連携協力に関する協定書に基づき、事務組織を設置している。別紙様式 3-3-1 のとおり、大学本部に設置している事務局では、常勤 39 人、非常勤 32 人を配置しているほか、各コースでは基盤機関の事務職員が管理運営を円滑に行うために事務業務を担っている。事務組織の適切な機能のための大学本部事務局と基盤機関の事務との連携は十分に図られている。

### 基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が財務・マネジメント委員会、人事委員会、附属図書館運営委員会、個人情報保護委員会、危機管理委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、大学主催の事務局 Round Table（延べ約 120 人参加）を実施するほか、他機関主催の個人情報保護研修（38 人参加）、安全保障輸出管理研修（28 人参加）、LGBTQ 研修（14 人参加）等に参加する機会を設けている。

### 基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した内部監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。内部監査室長は、毎事業年度初めに、当該年度の内部監査の基本方針、監査目標及び監査対象等を記載した内部監査計画を作成し、監査終了後は、内部監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び内部監査室は、学長、理事及び事務局長と四者協議会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

**【評価結果】** 基準 3-6 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。なお、自己評価書提出時点には、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める事項のうち、一部の教員が有する学位及び業績について公表されていなかったが、令和 7 年 10 月までに公表されている。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

統合進化科学コースのある葉山キャンパス（神奈川県三浦郡葉山町）では、校地面積は 27,000 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は計 9,972 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、統合進化科学コース以外の各キャンパスでの教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、機構等法人との連携協力に関する協定書に基づき、基盤機関の施設・設備を無償で利用している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。葉山キャンパス及び各基盤機関の耐震化率はそれぞれ 100%である。バリアフリー化については、身体障害者用トイレ、エレベーター、スロープの設置等、配慮している。安全防犯面については、出入管理システム、防犯カメラ、外灯の設置等、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワークを整備し、活用している。

附属図書館については、葉山キャンパス内の本部図書館及び各基盤機関の図書館（室）から構成されており、延面積 28,601 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は 663 席である。本部図書館は原則として 9時から 17時 30分まで開館している。令和 7年 5月 1日現在の蔵書数は、図書 2,938,805 冊、学術雑誌 64,692 種、電子ジャーナル 15,656 種である。また、本部図書館と基盤機関の図書館（室）は教育研究上必要な資料等を閲覧に供するとともに、本部図書館と基盤機関の図書館（室）が連携して電子ジャーナルの整備等、学術情報利用の円滑化に必要な活動を行っている。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、院生室、セミナー室及びディスカッションスペース等が整備され、利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、担当理事直結何でも相談窓口等を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント等の防止等に関する規程に基づき、ハラスメント等相談員が相談窓口となり、ハラスメント等防止委員会と連携しハラスメント等の防止等に関し必要な措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。就職等進路に関する相談・助言体制は、適宜機能している。

9 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、トレーニングルームの新規開設、器具の購入や、テニスコート等の無償貸与を行い、運営資金の支援等を行っている。

留学生への生活支援等は、学務課学生係において、チューターを配置するなど、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。必要に応じて生活支援等も行われている。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式 4-2-4 のとおり、講義や各種研修等における手話通訳、ノートテイカーの手配、音声認識アプリをインストールしたタブレット端末の導入等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式 4-2-5 のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除等を行っており、また RA 制度も経済的支援として運用されている。また、基盤機関独自の奨学金制度の整備や基盤機関が保有する宿舍の貸与などの取組も実施している。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方について、大学共通の方針を明示し、またコースごとに明示している。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、全学の入学者選抜を監督するため、運営会議の下に入試監理委員会を置いている。また、各コースの入学者の選抜においては、各コース委員会の下に入学者選抜委員会を置いている。なお、自己評価書提出時点には、情報学コースにおいて、入試実施に係る実施体制等の整備が不十分だったが、令和7年11月までに整備されている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組については自己評価書提出時点では確認できなかったが、入試監理委員会において入学者選抜の状況について検証し、入学者選抜の方式や新入生確保の取組の改善を行うことを令和8年度に試行し、令和9年度から毎年実施することとしている。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

令和5年度から令和7年度の3年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[5年一貫制博士課程]

・先端学術専攻：1.33倍

[博士後期課程]

・先端学術専攻：0.92倍

先端学術院先端学術専攻については令和5年度に設置されている。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

先端学術院において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

### 基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしていない。

#### 【改善を要する点】

教育課程方針において、授業科目に関する学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していない。

#### 【評価結果の根拠・理由】

先端学術院において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針については明確かつ具体的に明示しているものの、個別の授業科目に関する③学習成果の評価の方針については具体性に欠けている。このため、①及び②については教育課程方針が学位授与方針と整合性を有しているが、③については整合性が確認できない。なお、教育課程方針を令和 8 年 3 月に改正することとしており、令和 7 年 12 月までに個別の授業科目に関する③学修成果の評価の方針が明示された改正案が提出されている。

### 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

先端学術院先端学術専攻のすべてのコースにおいて、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い、学則及び先端学術院規程で定めている。

先端学術院先端学術専攻のすべてのコースにおいて、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、

自己評価書提出時点には、すべてのコースにおいて、1年間の研究指導の計画を策定して学生にあらかじめ明示する手順が明文化されていなかったが、令和7年10月までに各コースの研究指導年間計画等において定めている。

**基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、先端大学院先端学術専攻のすべてのコースにおいて、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。

先端大学院先端学術専攻のすべてのコースの授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、一部の授業科目について、自己評価書提出時点には、シラバスの記載内容が十分ではなかったが、令和7年12月までに、コース委員会での確認及び教務委員会での検証からなるシラバスの記載状況を点検及び修正する体制を整備している。

先端大学院先端学術専攻のすべてのコースにおいて、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

**基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること**

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

先端大学院先端学術専攻のすべてのコースにおいて、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6-5-3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式6-5-4のとおり整えている。

**基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

先端大学院先端学術専攻のすべてのコースにおいて、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

先端大学院において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

**基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

先端大学院先端学術専攻のすべてのコースにおいて、大学等の目的及び学位授与方針に則して、修了要件を組織的に策定し、学生に周知している。

先端大学院先端学術専攻のすべてのコースにおいては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

先端大学院先端学術専攻のすべてのコースにおける修了の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。なお、修了認定は、先端大学院組織運営規則第 13 条第 2 項第 1 号に基づき、先端大学院教授会から学生の所属するコース委員会に権限が委任されている。学位授与については、同規則第 11 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に基づき、領域教育会議に権限が委任されており、また、学位審査の実施に関する部分は、同規則第 13 条第 2 項第 2 号に基づき、コース委員会に権限を委任されている。

**基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

先端大学院先端学術専攻においては令和 5 年度に組織改編を行い、修了生が出ていないため、学習成果に関して判断することはできない。別紙様式 6－8－1 及び 6－8－2 は組織改編前の状況を示している。